

平成25年4月16日

社団法人愛知県建設業協会 殿

愛知県警察本部生活安全部長

緊急通報連絡 No.2 フォークリフト等の盗難に対する未然防止対策の強化

平成25年1月17日付緊急通報連絡No. 1でお知らせしたとおり、平成24年中の愛知県内における自動車盗は3,186件と、前年対比-1,840件(-36.6%)となっておりますが、依然として盗難被害が多発している状況にあり、また、本年に入ってから、主に物流や工事現場で使用されるトラックの盗難被害が急増しております。皆様におかれましては、盗難に対する未然防止対策の強化を図っていただいているところでありますが、そのような中、夜間に無人となった工事現場からフォークリフトを盗み出し、窃取した同車両を使用して、他の店舗のガラスを破壊し、店舗内から多額の金品を奪うといった事件が発生したところであり、今後も同様の事案の発生が懸念されます。

各警察署では、これら企業等に対する立寄警戒等をさらに強化いたしますが、貴協会（協議会）におかれましても、傘下会員に対して、被害の実態及び防犯上の指導事項を伝達していただくとともに、各会員においても個々の会社・事務所等へ確実に周知を図っていただき、実施可能な防犯対策による被害の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

防犯上の指導事項

1 出入口に対する強化

業務終了時の会社、事務所、工事現場等の出入口には、強固な複数のカギを取り付けた門扉を設けるなど、容易に侵入できないようにする。

2 自動車の鍵の確実な保管

作業終了時には、自動車のキーを施錠のできる強固な金庫、ロッカー等に確実に保管する。

3 防犯カメラ、照明等の設置促進

会社、事務所、工事現場等には、不正侵入を感知する機械警備契約、防犯カメラ・照明の設置等を促進し、不審者侵入を防止する措置を執る。

4 近所住民との良好な関係の醸成

平素から、会社、事務所、工事現場等の付近住民と良好な関係を築いておき、夜間に不審者（車）を認めた場合、不審者侵入に対する警報機が作動するなどした場合には、警察への通報を要請しておく。